

ついでを各都道府県に通知した。

実施要綱では、補助対象となる事業費の範囲について、ごみ処理事業のため直接必要な労務費、解体工事費、仮設工事費、運搬費（処理・処分費、借上料、自動車購入費、機械器具修繕費、燃料費、薬品費の合計額およびごみ処理事業者等への委託料、諸経費並びに事務費とし、尿処理事業のため直接必要な労務費、運搬費、借上料、燃料費、薬品費の合計額および尿処理事業者等への委託料と）とする。

また同事業の取り扱いでは、対象から除外される経費・事業については、国土交通省所管の都市災害復旧事業として行われる堆積土砂排除事業、自衛隊等が無償で実施した地域における解体や収集・運搬事業、損壊家屋等の処理事業のうち大企業等が所有する賃貸マンションおよび事業所等の解体事業などを挙げている。

災害処理事業 要綱など通知

環境省が
都道府県へ

環境省は2日、今年度第1次補正予算や特別財政援助法の成立を受け、東日本大震災に係る特例を追加し被災自治体に対する補助率の引き上げなどを規定した改正災害等

廃棄物処理事業費国庫補助交付要綱のほか、東日本大震災に係る災害等廃棄物処理事業実施要綱および同事業の取り扱いに